

# 十和田市第2次経済支援対策給付金事業に係るQ&A

## 【製造・卸売・小売事業者】

問1 対象となる事業者を具体的に教えてください。

- 市内に店舗・工場等を有し、主たる事業（売上高の最も大きい事業）として日本標準産業分類における『製造業、卸売業、小売業』を営む方です。

問2 添付書類を教えてください。

- 全業種共通の①～③の他、次の書類を添付してください。
- ・許認可の必要な事業者においては、許可証等の写し
  - ・許認可の不要な事業者においては、事業を営むことを証する書類  
例) 事業開始届の写し、ホームページやチラシ等でサービス内容を周知している場合はその写し、施設の外観（看板等）、販売状況等がわかる写真 など
  - ・取扱商品の内容等がわかる資料（製造・販売商品の写真、仕入伝票など）

問3 店舗・工場等は市外にありますが、市内の多くの店舗（道の駅・スーパーマーケットなど）に商品を卸しています。対象となりますか。

- 市内に店舗・工場等を有していない場合は対象外となります。
- ただし、飲食料品を提供する露天商・屋台等は日本標準産業分類における飲食料品小売業として扱い、市内に住所及び活動拠点を有する方に限り、露店・屋台等を店舗とみなし、対象となります。

問4 事務所・工場は市外にありますが、十和田市内に倉庫があります。対象となりますか。

- 市内に工場・事務所等を有する方が対象となります。単なる保管場所としての倉庫のみの場合は、対象外となります。

問5 農家は対象になりますか。

- 農作物を生産・出荷・直売等する場合は、日本標準産業分類における『農業』に当たるため、対象外となります。
- ただし、生産した農作物等を加工して販売する場合は、日本標準産業分類における『食料品製造業』となりますので、農業収入とは別に事業収入として申告しており、かつ、売上高の最も大きい事業（主たる事業）が加工販売の場合は、対象となります。

問6 インターネット販売のみを行っていますが、対象となりますか。

- 市内に住所を有する方に限り、居住地を事業所とみなし、対象となります。